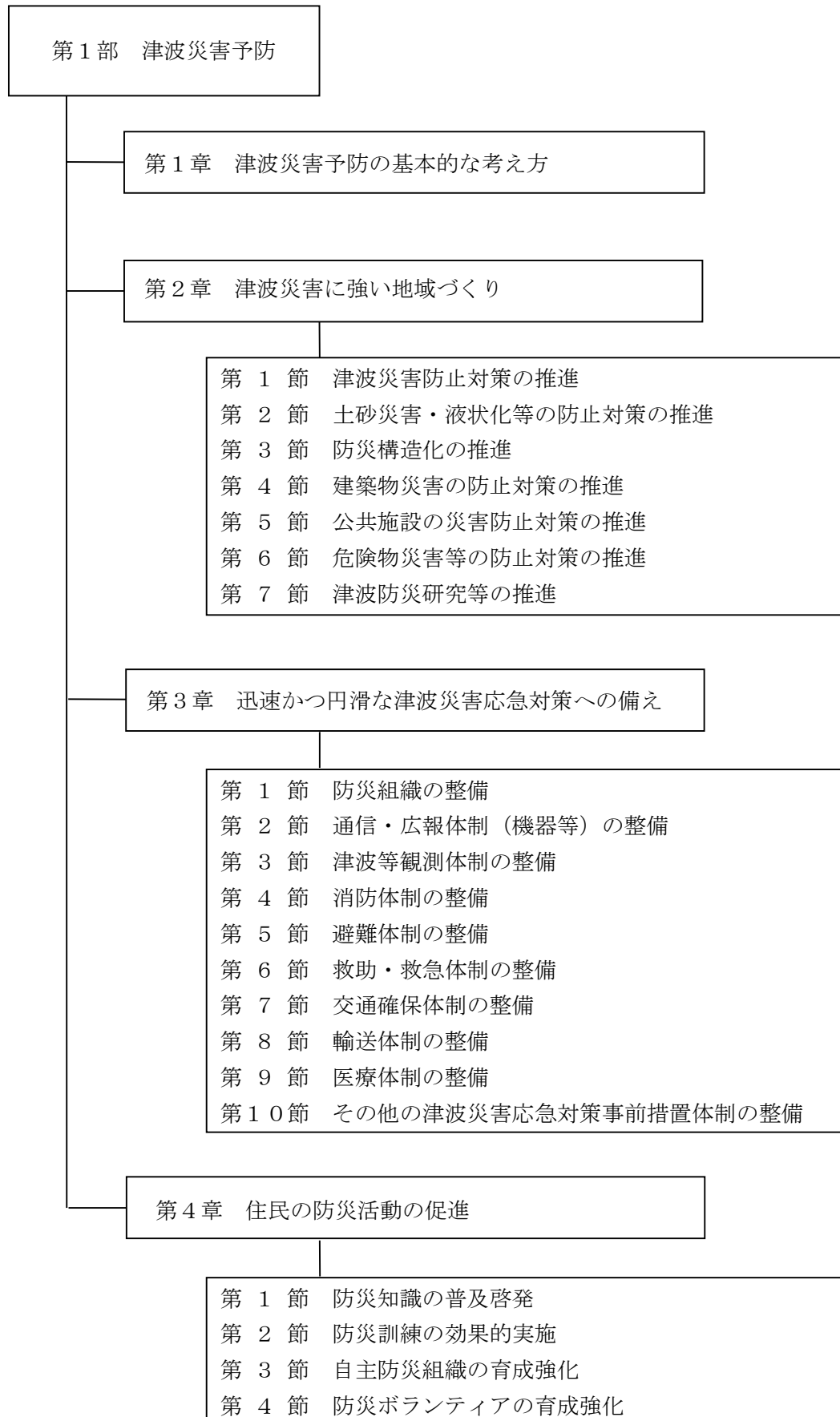


第4編 津波災害対策編

第1部 津波災害予防



第1部 津波災害予防

第1章 津波災害予防の基本的な考え方

市は、津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防ぎよ」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 過去に遡った津波の想定

市及び県は、津波の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

第3 津波想定に係る留意点

市及び県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波被害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけではなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

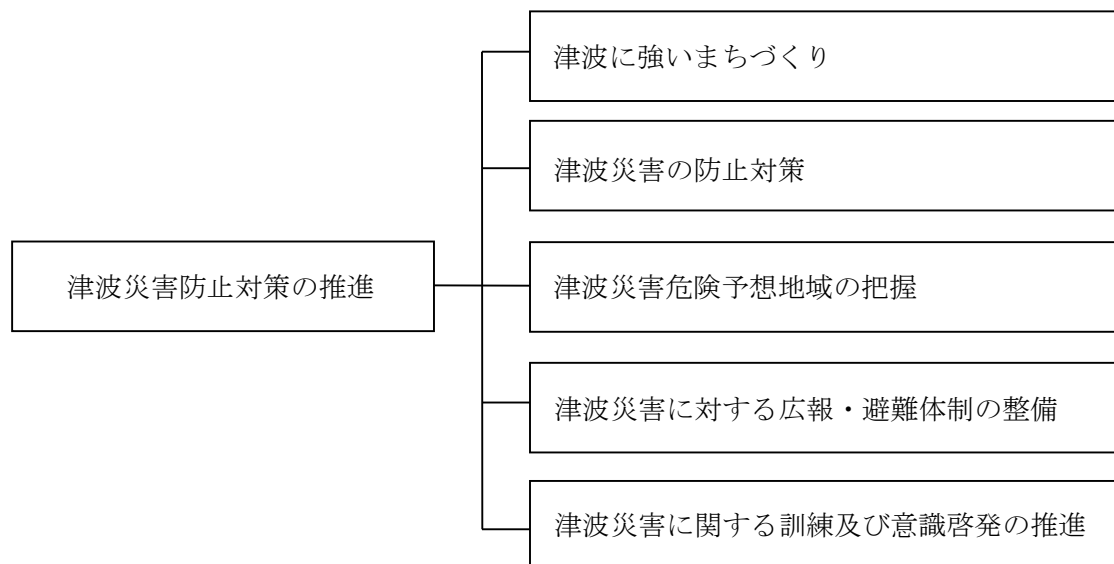
第2章 津波災害に強い地域づくり

津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では、このような津波災害に強い地域づくりに係る対策を定める。

第1節 津波災害防止対策の推進〔実施責任者：防災安全課〕

市は、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、応報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。



第1 津波に強いまちづくり

1 津波に強いまちの形成

- (1) 市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態等、地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
- (2) 市及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

- (3) 市及び県は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- (4) 市及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、今後において、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- (6) 市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (7) 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (8) 市は、市地域防災計画において、今後、津波災害警戒区域が設定された場合、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (9) 市は、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (10) 市は、避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- (11) 市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- (12) 市及び県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
- (13) 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進するものとする。
- (14) 市及び県は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

2 避難関連施設の整備

- (1) 市は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定緊急避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 市は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 市及び県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。
- (4) 県及び市町村は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

3 建築物の安全化

市、県及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

第2 津波災害の防止対策

1 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

市及び県は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度の点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第3 津波災害危険予想地域の把握

1 津波被害予測調査結果等の周知及び津波危険の把握

市は、県地震被害予測調査や国の機関等の津波関連調査の成果を踏まえた津波災害危険の把握を推進するものとする。

第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

1 避難指示等の伝達、広報体制の整備

津波に関する避難指示等が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線(屋外同報系等による)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、

Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール含む。)、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておく等の事前措置を講じておく。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第6節「避難の勧告・指示、誘導」を準用する。

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する区域もあるとの県地震被害予測調査(平成7～8年)の結果に対応できるよう、市は、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所等を指定・確保しておく。

また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、指定避難所の標高等の配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第5節「避難体制の整備」を準用する。

第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

1 各種広報媒体を活用した津波広報等

市及び県は、広報誌、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、市民等に対して津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。
(防災意識啓発の推進方策は、第4章第1節「防災知識の普及啓発」参照)

2 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

市は、津波の発生を想定した、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

第2節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進〔実施責任者：防災安全課・建設課〕

具体的な内容等については、地震災害対策編第1部第1章第1節「土砂災害・液状化等の防止対策の推進」を準用する。

第3節 防災構造化の推進〔実施責任者：建設課・都市政策課・消防組合〕

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第1章第3節「防火構造化の推進」を準用する。

第4節 建築物災害の防止対策の推進〔実施責任者：公共施設管理者・都市政策課・消防組合〕

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第1章第4節及び地震災害対策編第1部第1章第3節「建築物災害の防止対策の推進」を準用する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進〔実施責任者：水道課〕

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第1章第5節「公共施設の災害防止対策の推進」を準用する。

第6節 危険物災害等の防止対策の推進〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については、地震災害対策編第1部第1章第5節「危険物災害等の防止対策の推進」を準用する。

第7節 津波防災研究等の推進〔実施責任者：防災安全課〕

市、県及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、津波や地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

2 地域危険度の調査研究

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

津波災害に際して、迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では、このような津波災害対策への事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災組織の整備〔実施責任者：防災安全課〕

津波が発生した場合、広範囲にわたる人的・物的被害が発生することが予想されるため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立等、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第1節「防災組織の整備」を準用する。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備〔実施責任者：防災安全課〕

大規模な津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の整備・多重化・耐震化や通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化等、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、SNSの活用等、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

第3節 津波等観測体制の整備〔実施責任者：防災安全課〕

津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、津波をもたらす地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第3節「気象観測体制の整備」を準用する。

第4節 消防体制の整備〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

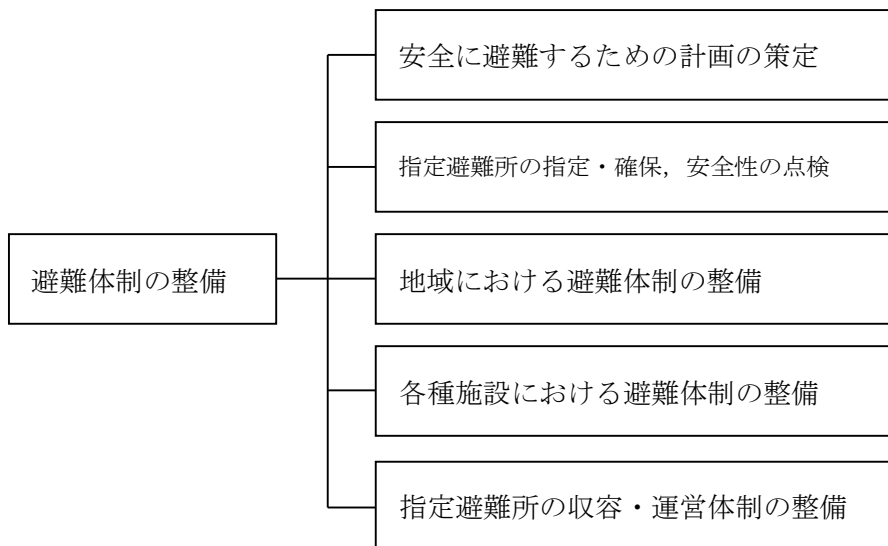
津波や地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第4節「消防体制の整備」を準用する。

第5節 避難体制の整備〔実施責任者：全部〕

津波災害においては、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、津波避難に関する計画や津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、その周知に努める等、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。



第1 安全に避難するための計画の策定

1 津波避難計画の策定

市は、津波発生時の避難を円滑に行うため、次の点に留意の上、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

- (1) 津波避難計画の策定の検討にあたっては、津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを実施する等の評価を行った上で、地形や指定緊急避難場所の整備状況等、地域の実情を踏まえる。
- (2) 津波避難計画の検討にあたっては、住民、自主防災組織、消防機関、警察等の様々な主体の参画を得て実施する。
- (3) 地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。
- (4) 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。
- (5) 津波避難計画において定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。

ア 津波浸水予想地域、津波到達時間

イ 避難対象地域

ウ 避難先（避難目標地点、指定緊急避難場所、避難ビル）及び避難経路（避難路、

避難経路)

エ 避難困難地域

オ 初動体制

カ 津波情報の収集・伝達

キ 高齢者等避難・避難指示等の発令

ク 津波防災教育・啓発

ケ 津波避難訓練の実施

コ その他留意点

(参考：資料編「付録1 鹿児島県津波避難計画策定指針」)

2 避難手段の考え方

津波発生時の避難にあたっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な指定緊急避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合には、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界があることを認識した上で検討を行う。

3 避難誘導体制

- (1) 市及び県は、消防職員、消防団員（水防団員）、警察官、市職員等、防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

- (2) 市は、高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。
- (3) 市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (4) 市及び県は、要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第2 指定避難所の指定・確保、安全性の点検

1 避難予定場所の指定

市は、県地域防災計画及び市地域防災計画等を踏まえて、津波、液状化、斜面崩壊等の危険度や予測される避難者数等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとに、学校及び社会教育施設等の公共建物の他、企業等有する建物を含め具体的な避難予定場所を定め、

その所在、標高、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。

また、要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して避難生活できる体制を整備した福祉避難所を指定しておく。

なお、避難予定場所として学校等を指定する場合は、あらかじめ指定避難所として求められる施設設備等を明確にするとともに、避難者の範囲や規模、運営方法、管理者への連絡体制等についても学校・教育委員会（県立学校については県教育委員会）と共有しておく。

市は、避難予定場所、避難経路については、適時総合的に検討を加え、必要がある場合は変更の上住民に対し周知徹底しておくものとする。

自治会及び自主防災組織等は、指定避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避できる場所を確保するよう努めるものとする。

2 指定避難所の確保と整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第5節第1の2「指定避難所の確保と整備」を準用する。

3 指定避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や指定避難所の確保については、津波、液状化、斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、耐震診断や耐震改修に努め、安全点検を行う。

避難路については、液状化、斜面崩壊、ブロック塀の倒壊等の障害のない安全なルートを複数選定しておく。

また、避難路沿いに標高や指定避難所までの距離・時間を示した標識等の整備に努める。

第3 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第6節「避難の指示、誘導」を準用する。

ただし、津波の場合は、直ちに避難の指示を行い、また遠地地震による津波のように津波到達まで時間がある場合は、状況に応じ、高齢者等避難や避難指示を活用する。

2 避難指示等の伝達方法の周知

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第5節第2の3「避難指示等の伝達方法の周知」を準用する。

3 災害時要援護者の避難体制の強化

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第5節第2の4「要配慮者の避難体制の強化」を準用する。

第4 各種施設における避難体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第5節第3「各種施設における避難体制の整備」を準用する。

第5 指定避難所の収容・運営体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第5節第4「指定避難所の収容・運営体制の整備」を準用する。

第6節 救助・救急体制の整備〔実施責任者：防災安全課・関係機関〕

津波や地震時には、浸水、建物倒壊、火災等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第6節「救助・救急体制の整備」を準用する。

第7節 交通確保体制の整備〔実施責任：防災安全課・建設課・関係機関〕

津波や地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」を準用する。

第8節 輸送体制の整備〔実施責任：防災安全課・建設課〕

津波や地震災害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図る等、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第8節「輸送体制の整備」を準用する。

第9節 医療体制の整備〔実施責任：福祉健康課・消防組合〕

津波や地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準等、医療体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第9節「医療体制の整備」を準用する。

第10節 その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備〔実施責任：全部〕

市は、その他の津波災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定される等の地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の郵送手段の確保に努めるものとする。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第10節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」を準用する。

第4章 住民の防災活動の促進

津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・社会教育課〕

津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある担当部署は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進する。なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第3章第1節「防災知識の普及啓発」を準用する。

第2節 防災訓練の効果的实施〔実施責任者：防災安全課〕

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実にけるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任者を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

訓練にあたっては、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

特に、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第3章第2節「防災訓練の効果的实施」を準用する。

第3節 自主防災組織の育成強化〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

災害を未然に防止又は軽減するためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

市は、自主防災組織の活動の活性化・育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第3章第3節「自主防災組織の育成強化」を準用する。

第4節 防災ボランティアの育成強化〔実施責任者：防災安全課・南九州市社会福祉協議会・消防組合〕

津波災害時等においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援する等、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、津波や地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第3章第5節「防災ボランティアの育成強化」を準用する。

第 2 部 津波災害応急対策

第2部 津波災害応急対策	第1節 応急活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第4節 広域応援体制 第5節 自衛隊の災害派遣 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第7節 ボランティアとの連携等
第1章 活動体制の確立	
第2章 初動期の応急対策	第1節 津波警報等及び津波情報等の収集・伝達 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第3節 広報 第4節 水防・土砂災害等の防止対策 第5節 消防活動 第6節 避難の指示、誘導 第7節 救助・救急 第8節 交通確保・規制 第9節 緊急輸送 第10節 緊急医療 第11節 要配慮者への緊急支援
第3章 事態安定期の応急対策	第1節 避難所の運営 第2節 食料の供給 第3節 応急給水 第4節 生活必需品の給与 第5節 医療・保健 第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策 第7節 動物保護対策 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等 第10節 住宅の供給確保 第11節 文教対策 第12節 義援金・義援物資等の取扱い 第13節 農林水産業災害の応急対策
第4章 社会基盤の応急対策	第1節 電力施設の応急対策 第2節 ガス施設の応急対策 第3節 上水道施設の応急対策 第4節 下水道施設の応急対策 第5節 電気通信施設の応急対策 第6節 道路・河川等公共施設の応急対策

第2部 津波災害応急対策

第1章 活動体制の確立

津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得る等、効果的な体制を確立する必要がある。

本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立〔実施責任者：全部〕

津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」を準用する。

第2節 情報伝達体制の確立〔実施責任者：防災安全課・企画課・消防組合〕

津波災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第2節「情報伝達体制の確立」を準用する。

第3節 災害救助法の適用及び運用〔実施責任者：全部〕

大規模な津波や地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて市、県は災害救助法を運用する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を準用する。

第4節 広域応援体制〔実施責任者：防災安全課〕

大規模な津波や地震災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市町村及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第4節「広域応援体制」を準用する。

第5節 自衛隊の災害派遣〔実施責任者：防災安全課〕

大災害な津波や地震が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入れ体制を整える。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」を準用する。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保〔実施責任者：防災安全課〕

津波災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」を準用する。

第7節 ボランティアとの連携等〔実施責任者：福祉健康課・南九州市社会福祉協議会〕

大規模な津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第7節「ボランティアとの連携等」を準用する。

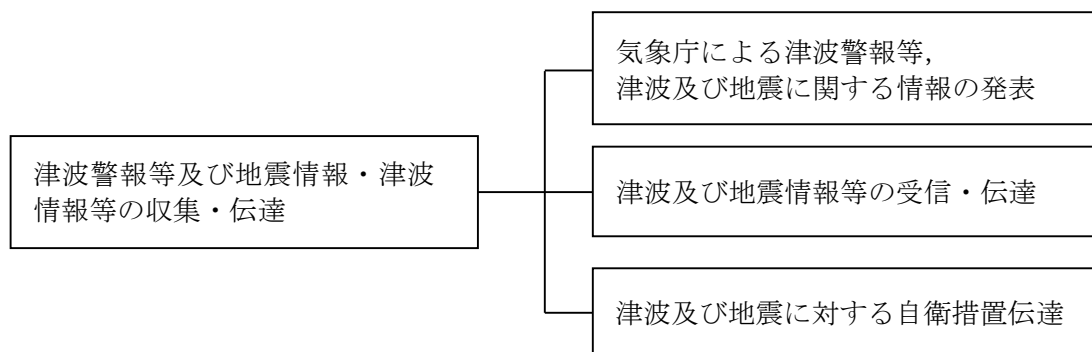
第2章 初動期の応急対策

津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような初動期の応急対策について定める。

第1節 津波警報等及び津波情報等の収集・伝達〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・消防組合〕

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報等及び津波情報等は、基本的な情報である。このため、市及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



第1 気象庁による津波警報等、津波及び地震に関する情報の発表

1 津波及び地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想される地域及び震度4以上が予想される地域名を緊急地震速報（警報）で発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を以下に示す。

地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発 表 基 準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次以上のような情報を発表。

(3) 大津波警報, 津波警報, 津波注意報

ア 大津波警報, 津波警報, 津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は、地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報, 津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

● 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場所であって、津波による災害のおそれがある場所	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(4) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

● 津波情報の種類と発表基準

	情 報 の 種 類	内 容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

● 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

● 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100 km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 3\text{ m}$	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 3\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」，沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $> 1\text{ m}$	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」，沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表

● 最大波の観測値及び推定値の発表基準（沿岸から 100 kmを超える沖合の観測点）

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100 km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は，津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては，この時刻よりも数十分，場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは，一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なること

から局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は、非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（5）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

● 津波予報の発表基準と発表内容

	情 報 の 種 類	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波の伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴等に際しては、十分な留意が必要である旨を発表

第2 津波情報等の受信・伝達

具体的な内容等については、地震災害対策編第2部第2章第1節第2「地震情報等の受信・伝達」を準用する。

第3 津波等に対する自衛措置伝達

1 津波への警戒、避難の指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下のように対応する。

また、津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

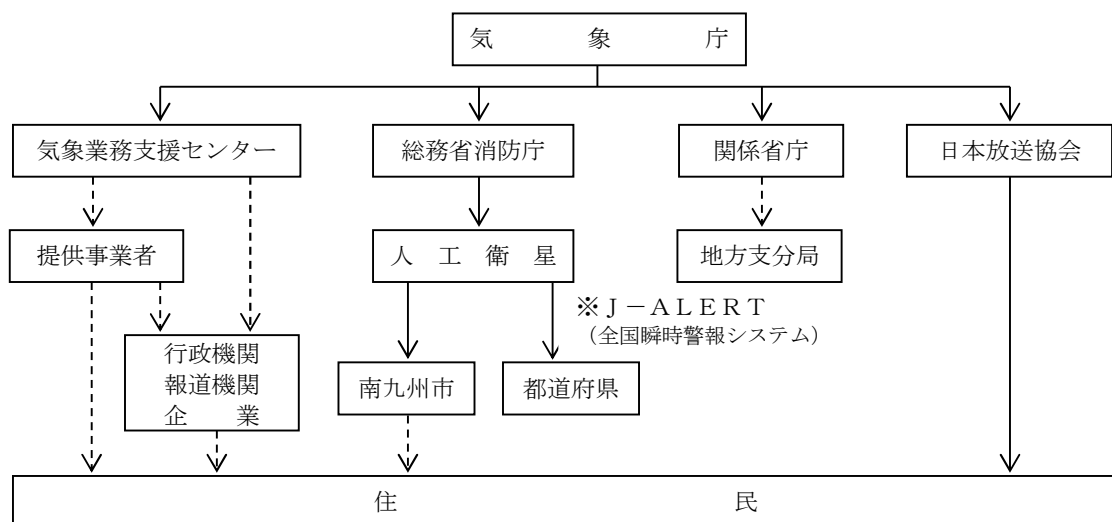
（1）住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

（2）市の対応

市は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

● 緊急地震速報の伝達系統



2 津波の監視警戒

市は、揺れを感じた場合には、津波警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に、震度4以上と思われる揺れを感じた場合は、以下の対応をとる。

（1）海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

なお、今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

（2）津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達〔実施責任者：全部〕

本計画は、市災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速化を期すものである。

収集にあたっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

具体的な内容については、地震災害対策編第2部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第3節 広報〔実施責任者：総務課・防災安全課〕

津波災害の発生に際し、津波や津波をもたらす地震に伴う火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要な情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

具体的な内容については、一般災害対策編第2部第2章第3節「広報」を準用する。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策〔実施責任者：防災安全課・建設課・消防組合・消防団〕

津波災害においても、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

具体的な対策については、一般災害対策編第2部第2章第4節「水防・土砂災害等の防止対策」を準用する。

第5節 消防活動〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

津波災害においても、火災が予想されるため、市（消防団）・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第5節「消防活動」を準用する。

第6節 避難の指示，誘導〔実施責任者：防災安全課〕

津波や津波をもたらす地震の発生に際して，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の住居者，滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため，特に，市は，避難措置実施の第1次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずるものとする。

具体的な内容については，一般災害対策編第2部第2章第6節「避難の指示，誘導」を準用する。

第7節 救助・救急〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

津波災害時には、建物の倒壊や地震火災、及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重傷者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第7節「救助・救急」を準用する。

第8節 交通確保・規制〔実施責任者：建設課・関係機関〕

津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送の支障が予想される。

また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第8節「交通確保・規制」を準用する。

第9節 緊急輸送〔実施責任者：関係機関〕

津波災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第9節「緊急輸送」を準用する

第10節 緊急医療〔実施責任者：福祉健康課〕

津波災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関事自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第10節「緊急医療」を準用する。

第11節 要配慮者への緊急支援〔実施責任者：福祉健康課〕

津波災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。このため、「南九州市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、要配慮者の避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第3章 事態安定期の応急対策

津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する指定避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模な津波災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供等に努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 指定避難所の運営〔実施責任者：福祉健康課〕

津波災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊、浸水、流失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、指定避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第1節「指定避難所の運営」を準用する。

第2節 食料の供給〔実施責任者：市民生活課・教育総務課・農業振興課・防災安全課〕

津波災害時には、住居の倒壊や流失、ライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第2節「食料の供給」を準用する。

第3節 応急給水〔実施責任者：水道課〕

津波災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、指定避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第3節「応急給水」を準用する。

第4節 生活必需品の給与〔実施責任者：福祉健康課・社会福祉協議会・防災安全課〕

津波災害時には、住居の流失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早期な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第4節「生活必需品の給与」を準用する。

第5節 医療・保健〔実施責任者：福祉健康〕

津波災害時の初期の医療活動については、「第2章第10節緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療・保健の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状態の把握やメンタルケア等を行うが、「災害時保健活動マニュアル」等を活用し、迅速かつ適切な対応に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第5節「医療・保健」を準用する。

第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策〔実施責任者：市民生活課・福祉健康課〕

津波災害時には、津波水害等より多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される指定避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防，食品衛生，生活衛生対策に関し、適切な処置を行う。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第6節「感染症予防，食品衛生，生活衛生対策」を準用する。

第7節 動物保護対策〔実施責任者：市民生活課〕

被災した飼養動物の保護収容，指定避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第2部第3章第7節「動物保護対策」を準用する。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策〔実施責任者：市民生活課・農業振興課〕

津波災害時には、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる指定避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第8節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」を準用する。

第9節 行方不明者の搜索，遺体の処理等〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団・市民生活課〕

津波災害時の混乱期には，行方不明になっている者（生存推定者，生死不明者，死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され，それらの搜索，収容等を早急に実施する必要がある。

このため，迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに，多数の死者が発生した場合は，遺体の処理等を適切に行う。

具体的な内容等については，一般災害対策編第2部第3章第9節「行方不明者の搜索，遺体の処理等」を準用する。

第10節 住宅の供給確保〔実施責任者：福祉健康課・都市政策課〕

津波災害時には、住居の流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第10節「住宅の供給確保」を準用する。

第11節 文教対策〔実施責任者：教育総務課・学校教育課〕

津波災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受けることが予想される。

また、学校施設等は、被災者の指定避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第11節「文教対策」を準用する。

第12節 義援金・義援物資等の取扱い〔実施責任者：市民生活課・社会福祉協議会〕

津波や地震災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、又義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第12節「義援金・義援物資等の取扱い」を準用する。

第13節 農林水産業災害の応急対策〔実施責任者：農業振興課・耕地林務課・茶業課・観光商工課〕

津波災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第13節「農林水産業災害の応急対策」を準用する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑化、高度化し、津波災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策〔実施責任者者：九州電力株式会社〕

津波災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、市は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るために必要な協力を実施する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第1節「電力施設の応急対策」を準用する。

第2節 ガス施設の応急対策〔実施責任者者：ガス供給機関〕

津波災害時には、プロパンガスの埋没や流失等の被害が予想され、住民生活への支障が予想される。このため、ガス災害から住民を保護する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第2節「ガス施設の応急対策」を準用する。

第3節 上水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

津波災害時には、水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第3節「上水道施設の応急対策」を準用する。

第4節 下水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

津波災害時には、下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第4節「下水道施設の応急対策」を準用する。

第5節 電気通信施設の応急対策〔実施責任者：西日本電信電話株式会社〕

津波災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、市は、西日本電信電話株式会社による応急復旧対策に協力し、迅速に通信を確保する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第5節「電気通信施設の応急対策」を準用する。

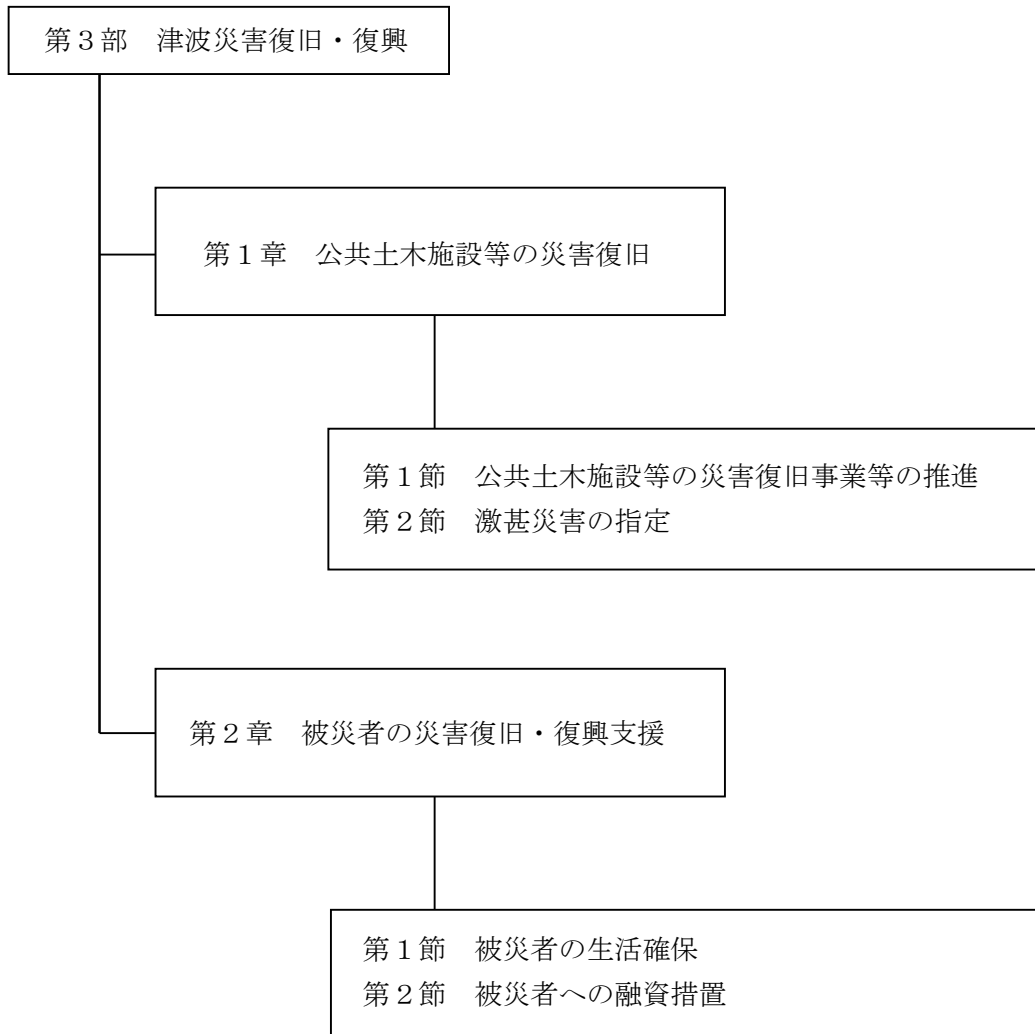
第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策〔実施責任者：建設課〕

津波災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第6節「道路・河川等の公共施設の応急対策」を準用する。

第3部 津波災害復旧・復興



第3部 津波災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

津波災害復旧・復興対策は、津波災害発生後、被災した施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生防止のため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

具体的な内容等については、一般災害対策編第4部第1章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」を準用する。

第2節 激甚災害の指定

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

具体的な内容等については、一般災害対策編第4部第1章第2節「激甚災害の指定」を準用する。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置等、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

第1節 被災者の生活確保〔実施責任者：全部〕

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

具体的な内容等については、一般災害対策編第4部第2章第1節「被災者の生活確保」を準用する。

第2節 被災者への融資措置〔実施責任者：関係機関〕

具体的な内容等については、一般災害対策編第4部第2章第2節「被災者への融資措置」を準用する。